

新緑が目眩しい季節となりました。

毎年5月は「消費者月間」です。今年度のテーマは「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～」です。異常気象による災害が増えている近年、地球環境を守るために消費者市民としてできることを考え実行する機会としてみませんか。



## ■講演会を開催しました

3月8日(土)10:30より、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、大阪弁護士会の国府泰道弁護士をお招きし、講演会「SNSと投資詐欺被害(Meta社訴訟から)」を開催しました。当日はオンライン参加を含め53名が参加しました。

最初に、吉岡和弘理事長より、会場以外にも全国各地から参加者がおり、Meta社問題の関心の深さを物語っている、と開会の挨拶がありました。



講師 国府泰道弁護士

本件は、SNS型投資詐欺の被害者らが、FacebookやInstagramを運営するMeta社及びその日本法人に対し、2024年4月から2025年2月にかけて3次にわたり損害賠償を求めて神戸、大阪等の5地裁に提起した訴訟で、SNS型投資詐欺を巡るプラットフォーム事業者に対する損害賠償請求という新しい形の消費者訴訟として注目されている訴訟です。本講演では、原告弁護団の一人である国府泰道弁護士から、現在の訴訟の状況についてお話いただきました。

2023年初めごろから、FacebookやInstagramなどのSNSに著名人の氏名・写真等を冒用した投資関連の虚偽広告が掲載されるようになりました。利用者が広告をクリックすると、LINEのグループや個別チャットに誘導され、投資をすれば確実に儲かるなどと謳い、巧みに信用させ、指定した銀行口座に高額の送金を促すという手口のSNS型投資詐欺被害が多発し、特に1人あたりの被害

額の平均が約1,200万円と高額である点が特徴です。現在、原告となっているのは、全国の被害者62人で、請求総額はおよそ9億円にのぼります。

訴訟において原告側は、すでに多数の類似詐欺が問題化していた中で、Meta社が被害発生リスクを認識できたにもかかわらず、広告内容の真実性の調査確認をして利用者に提供してはならないという広告掲載者責任を果たしていないことが不法行為責任を構成すると主張しています。また、Meta社には利用者が詐欺被害に遭わないように掲載する広告を吟味する義務があったにもかかわらず、漫然と放置し、詐欺広告の掲載を繰り返したことが付随義務(安全配慮義務)違反となること、及び本件SNSが、多数の詐欺広告が掲載される消費者にとって危険なものであることから、サービスの品質が通常有すべき品質または利用規約に予定された品質を欠くものであり、契約不適合責任を負うことが主張されています。更に、埼玉の訴訟では、Meta社らが本件SNSにおいて広告配信サービスを提供していることにより、犯罪者グループによる詐欺の実行を容易ならしめているとして、詐欺の幫助、すなわち共同不法行為責任を負うとの主張がされています。



一方で Meta 社側は、「被害者が実際に見た広告が特定されていないため、責任は問えない」「広告審査には限界があり、すべての虚偽広告を防ぐことは不可能」「Meta 社らプラットフォームに注意義務はない」「広告を見たことと被害に因果関係がない」などと反論しています。

これに対し、原告側は、Google や Yahoo! JAPAN など他のインターネット事業者が類似の詐欺広告を排除している事例を挙げ、Meta 社にも同様の技術的・制度的対応が可能だったはずであり、Meta 社では広告審査が不十分であるなどの反論をしており、現在も各訴訟は係属中です。

参加者からは「収入の大部分を広告から得ている企業が、きちんと審査できていないのは信用問題に関わる。」「どのような請求原因なのか初めて知った。これほどの企業が社会的責任を全く果たしていないことに驚き呆れた。」「ステルスマーケティングから詐欺にあった消費者もいる。広告か否かに関わらず、問題ある投稿がなくなることが理想で、プラットフォームが放置したことに対して何らかの責任が問える法構成が必要。」等の意見・感想が寄せられました。

## ■2024 年度第 6 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

3 月 17 日 (月) 18:00 から、仙台弁護士会館において、2024 年度第 6 回消ラボを開催し、Zoom での参加も含めて 16 名の参加がありました。今回は、「旅行に関するネットトラブル 旅行契約の消費者問題の 1 つとして」をテーマに、尚絅学院大学の栗原由紀子教授が講義を行いました。



講師 栗原由紀子教授

近年、インターネットを介した旅行に関する消費者トラブルが数多く発生しています。特に、コロナ禍を経て、国内・海外旅行が活発になってきている中、海外事業者が運営する旅行予約サイトでの契約トラブルが国民生活センターから公表されていますし、内閣府消費者委員会でも報告がなされています。このようなトラブルを踏まえ、栗原教授から報告がありました。

まず、「旅行契約」にも種類があり、①旅行業者が計画を作成して実施する形の「企画旅行契約」と②旅行者（消費者）からの委託を受け、運送・宿泊について代理・媒介・取次ぎをする「手配旅行契約」があること、後者については一般に手段債務（結果について責任を負わない）と解釈されていること、近時、インターネットにおける契約が主流となっていることから「企画旅行契約」と「手配旅行契約」の違いが意識されずに契約がなされていることによってトラブルが増えているのではないか、といった報告がなされました。

また、旅行業法による消費者保護もあるところ、オンラインによる旅行企画、旅行手配業者（オンライン・トラベル・エージェンツ(OTA)）のうち、国内 OTA は旅行業法に従う必要があるものの、海外 OTA は日本の旅行業法の規制を受けないため、トラブルが生じやすいこととなります。

従前は誰と契約しているのか表示から不明瞭だったという問題もあったようですが、観光庁において OTA ガイドラインを策定することで状況が比較的改善したといった話や、海外 OTA を用いて契約した場合の国内法の適用に関する報告もありました。

意見交換では、「手配旅行契約」を手段債務と捉えることの是非や、海外旅行の場合にはやはり海外 OTA サイトの利用は便利かつ安価であることが多いため、どれだけ消費者がリスクを負うかの問題もあるといった意見、いわゆる「場貸しサイト」では取引 DPF 責任が今後議論されるべきだろうことなどの議論が行われました。

2015 年に始まった消ラボは、今年で第 11 期となります。2025 年度は以下のテーマで全 7 回を予定して開催しますので、会員の皆さまぜひご参加ください。



	日程	テーマ（仮題）	講師
第1回	5月15日（木）	差止請求権の拡充と実効性の担保	中里 真 （福島大学准教授）
第2回	7月 3日（木）	ダークパターンについて	丸山 愛博 （東洋大学教授）
第3回	9月11日（木）	欧州の個人情報保護法制（GDPR）からみる消費者法制の問題点	森 勇斗 （山形大学講師）
第4回	10月23日（木）	決済サービス提供と法的責任	窪 幸治 （岩手県立大学教授）
第5回	11月13日（木）	解約料に関する考察	山崎暁彦 （福島大学准教授）
第6回	2026年 1月15日（木）	消費者概念のパラダイムシフトー特に消費者取引の拡大（アテンション等）について	小笠原 奈菜 （東京都立大学教授）
第7回	3月 5日（木）	返品不可特約の消費者契約法 10 条適用の余地	栗原 由紀子 （尚絅学院大学教授）

※各回 18：00 より仙台弁護士会館にて行います。Zoom での参加も可能です。申込みは、メール・FAX にて随時受け付けています。詳細は HP をご覧ください。

## ■適格消費者団体と地方公共団体等との連携ブロック会合に参加しました

2025年3月7日（金）14：00 から、適格消費者団体等と地方公共団体等との連携ブロック会合（北海道・東北ブロック）が札幌市において開催され、ネットとうほくから、理事3名、事務局2名がオンライン参加しました。この企画は、各地の消費生活センター等が入手している情報を被害回復に活用するために、地方公共団体と適格消費者団体の連携の在り方を考えることを目的とした消費者庁委託事業で、東北からは9つの自治体から15名の参加がありました。

前半の第1部では、消費者庁から適格消費者団体と地方公共団体の連携の在り方に関する基調報告、町村泰貴成城大学教授（ホクネット理事）による適格消費者団体の実態調査報告、北海道及び札幌市とホクネットとの連携に関する事例報告が行われました。ネットとうほくからは、株式会社防災センター被害事案において、地元地方公共団体から入手した情報を差止請求訴訟に活用した事例を紹介しました。

後半の第2部では、適格消費者団体と地方公共団体等との連携にあたっての課題や効果的な連携方法などについてトークセッションが行われました。


当日の様々な報告や意見交換を通じて、地方公共団体との連携の重要性を改めて認識するとともに、行政情報の入手・活用の在り方について考える有意義な機会となりました。

「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら

一人で悩まず



消費者庁  
消費者ホットライン188  
イメージキャラクター  
イヤヤン

「消費者ホットライン」  188（局番なし）にすぐ電話！

～お近くの消費生活相談窓口につながります～

## ■行政・関係機関との意見交換会を行いました

ネットとうほくでは、東北唯一の適格消費者団体として、宮城県内だけではなく、東北各地の行政と消費者被害防止に向けた協働を目指しています。2024年度も下記のとおり、意見交換会を実施し、ネットとうほくの活動報告を行うとともに、各地の消費者被害情報の共有等を行いました。

意見交換先	日付	主な内容
宮城県消費生活・文化課 宮城県消費生活センター	7/18、11/19	消費者トラブル情報と協働について
仙台市消費生活センター	5/30、8/29 10/29、1/8 3/12	消費者トラブル情報について
山形県消費生活・地域安全課	12/23	啓発動画作成と消費者トラブル情報について
岩手県立県民生活センター	2/4	消費者トラブル情報について

## ■2025年度「消費者トラブル 電話相談会」開催のお知らせ

2025年度も昨年度に引き続き「消費者トラブル 電話相談会」を開催することとなり、現在準備を進めています。

今年度は、7月から12月までの毎月第1金曜日に開催し、受付時間は13:00～16:00です。専用電話（022-341-2010）で弁護士が対応いたします。

HPやチラシでお知らせしますので、周りの方にもお声がけください。



## ■2025年度通常総会・記念企画のご案内

ネットとうほく NEWS 第64号でご案内した通り、6月21日（土）10:30より2025年度通常総会を開催いたします。2024年度のネットとうほくの活動を振り返るとともに、2025年度の活動計画を決定する大事な総会です。会員の皆さまは是非ご参加ください。

また、総会記念企画として、下記報告会を企画しました。併せてご参加下さい。

日時：2025年6月21日（土）11:30～12:30

場所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2-9-18）

テーマ：AIを用いた抽出システムの中間報告—クリック一つで不当条項を発見！—

報告者：小笠原奈菜氏（東京都立大学教授・消費者市民ネットとうほく理事）

※10:30～11:20は通常総会を開催します。詳細は同封のご案内、HPをご覧ください。



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 703

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp